

滋賀県農業信用基金協会の債務保証を初めて利用する会員の皆様へのご案内

1 初めて当協会の債務保証を利用する場合の留意点

(1) 農業者等の方々の留意点

農業信用保証保険法（以下「法」という。）の定めるところにより、農業信用基金協会の債務保証の対象者となる「農業者等」（2の(1)をご覧ください。）の方々が、初めて当協会の保証を利用し、被保証者となる場合には、次の点について、ご留意下さい。

① 経営計画・返済計画の確認

- 資金の借入申込みに当たっては、
- ア これまでの経営状況はどうなっているか。
 - イ 経営改善のための計画は適切で実行可能か。
 - ウ 経営改善のための計画の収支見通し・借入金の返済は可能か。
- などについて検討し、ご利用になる融資機関の窓口でご相談下さい。

② 会員又は組合員への加入手続き

- 当協会の債務保証を利用するに当たっては、次のいずれかに加入して下さい。
- ア 「農業者等」の方々の住所地を区域とする当協会の会員に加入すること。
会員に加入するには、1口（1万円）以上の出資をすることが必要となります。
 - イ 「農業者等」の方々の住所地を区域とする当協会の会員であるJAの組合員に加入すること。
組合員に加入するには、各JAが定める出資をすることが必要となります。

2 会員資格

法第14条第1項の規定により、次の方が当協会の会員に加入することができます。

(1) 当協会の区域である滋賀県内に住所を有する「農業者等」の方

- ① 「住所」は、個人は市町交付の住民票の写し、法人は定款、寄附行為、登記簿の写し等を提出して頂きます。
- ② 「農業者等」は、法第2条第1項及び同法施行令第1条に規定する次の者が該当します。
 - ア 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者
このうち「農業に従事する者」は、例えば、建設業者等が農業を営む者から委託を受けて農作業の一部を行うような場合も該当します。また、法人の場合は、その形態を問いません。

- イ 農業協同組合
- ウ 農業協同組合連合会
- エ 農事組合法人
- オ 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- カ 土地改良区及び土地改良区連合
- キ たばこ耕作組合
- ク 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業（コにおいて「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業を営む者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- ケ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの（以下「農業振興法人」と略します。）
- コ 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下この号において同じ。）であつて、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（以下「農業協同会社」と略します。）

(2) 当協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体

3 会員加入の手続き

(1) 加入申込み

法により会員資格を有する方が当協会の会員に加入しようとするときは、次により**加入申込書**を当協会に提出して下さい。（定款第8条第1項）

① 記載事項

氏名又は名称、住所又は事務所の位置、引き受けしようとする出資口数

② 添付書類

ア 農業を営む者にあつては、その営む農業経営の概況を記載した書面

イ 地方公共団体以外の法人にあつては、定款、代表者並びに経営管理委員

- 会を置いている農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営管理委員会会長（以下「代表者等」という。）の住所及び氏名を記載した書面
- ウ 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人にあつては、加入について総会の議決を経たことを証する書面
- エ 農業振興法人、農業協同会社にあつては、その者に該当することを証する書面
- オ 地方公共団体にあつては、加入について議会の議決を経たことを証する書面
- カ その他当協会が必要と認める書面

(2) 加入承諾の通知

当協会は、(1)の加入申込みを承諾したときは、その旨をご本人に通知します。
(定款第8条第2項)

(3) 出資の払込み

当協会が承諾した加入申込者の方には、当協会が定める方法により、引き受けしようとする出資口数に相当する出資について、現金をもって各口につきその全額を払い込んで頂きます。

これにより、当協会は、その出資金の額等を記載した出資証券を交付します。
(法第15条、定款第10条、規約第5条)

この出資証券は、出資された方の議決権や取引の終了等による脱退時の出資金払戻請求権を証するものとして大切に保管して下さい。

なお、当協会は、総会の会日の2週間前から総会の終了するまでの間は死亡した会員の相続人が当協会の会員になる場合を除き、加入の承諾をすることはできません。（定款第11条の2）

4 会員の届出等の手続き

会員となられた方ご本人、会員の相続人又は持分譲渡者は、必ず当協会あて次の届出等の手続きを行って下さい。（定款第9条）

(1) 会員資格を失ったときの届出等

- ① 当協会の区域である滋賀県外に住所を移したときの通知
- ② 法第2条第1項及び同法施行令第1条に規定する「農業者等」でなくなったときの通知
- ③ 死亡した会員の相続人が当協会の会員に加入するときの承認申込み
- ④ 解散したときの通知
- ⑤ 破産手続開始の決定をしたときの通知

(2) 会員の氏名若しくは名称、又は住所若しくは事務所の位置の変更が生じたときの通知

個人は市町交付の住民票の写し、法人は定款、寄付行為、登記簿の写し等を

提出して頂きます。

(3) 地方公共団体以外の法人会員にあっては、定款又は代表者等の住所若しくは氏名の変更が生じたときの通知

定款、寄付行為、登記簿の写し等を提出して頂きます。

(4) 会員の持分を譲り渡すときの承認の申込み

会員の持分を他の会員又は会員資格を有する者に譲り渡すときは、当協会の承認が必要です。（法第16条、定款第11条）

これを承認する場合には、当協会に出資証券を提出頂き、その名義人を譲渡人から譲受人に変更致します。

なお、当協会は、総会の会日の2週間前から総会が終了するまでの間は、持分の譲渡を承認することはできません。（定款第11条の2）

5 出資の払戻し

(1) 出資の払戻しの請求

会員が次の事由により脱退した場合は、(2)及び(3)に該当する場合を除き、その出資額の範囲内において払戻しを請求することができます。会員は出資額の範囲内で責任（法第15条第5項）を負っており、代位弁済によって毀損した出資額の払戻しを請求することはできません。

① 法定脱退（法第19条第1項、定款第13条第1項）

- ア 会員資格の喪失
- イ 死亡又は解散
- ウ 破産手続開始の決定
- エ 除名

法第19条第2項及び第3項、定款第14条に基づき、会員が次のいずれかに該当したときには、除名することがあります。

- (ア) 法令、当協会の定款、業務方法書又は規約に違反したとき
- (イ) 出資の払込みその他当協会に対する義務を怠ったとき
- (ウ) 当協会の事業を妨げる行為又は当協会の信用を失わせる行為をしたとき

② 予告脱退（法第20条、定款第13条第2項）

会員は、当協会の当該会員に係る保証債務や求償権がなくなるなど、法第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、6か月前までに当協会に予告することにより、その事業年度の終わりに脱退することができます。

(2) 出資の払戻しの停止

当協会は、脱退した会員（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含みます。）の債務を保証しているとき、又はその会員に代わってその債

務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているときは、出資の払戻しを停止します。（法第21条第2項、定款第16条）

(3) 出資の払戻し請求権の消滅

会員の出資の払戻しを請求する権利は、その会員が脱退したとき又は(2)の払戻しの停止を解いたときから2年以上経過した場合には、時効によって消滅します。（法第21条第3項）

6 会員の利用者負担

(1) 保証の金額の合計額の最高限度

当協会の保証の金額の合計額の最高限度は、次のとおり定めています。

この最高限度を超える場合は、債務保証契約に従い、融資機関に対する当協会の保証債務は履行致しますが、新たに債務保証を行うことはできない仕組みとなっています。（業務方法書第3条）

$$\text{当協会の自己リスク保証残高} \leq \text{基金現在高} \times \text{保証倍率}$$

① 当協会の自己リスク保証残高

独立行政法人農林漁業信用基金の保険金額に相当する額等を除く当協会の自己リスク保証残高

② 基金現在高

法第9条に基づく基金（法第15条の規定による当協会の会員からの出資金及び保証債務の弁済に充てるため融資機関等から受けた交付金並びに法第10条第2項の規定による繰入金により構成）の現在高（代位弁済額を控除し、保険金受領額及び回収金を加算するなど、基金の増減額を加減した現在高です。）

③ 保証倍率

特定資金 20倍

一般資金 30倍

(2) 当協会の被保証者が当協会の会員となるための負担

ア 1会員につき1口1万円以上の出資金の負担

この出資金の払戻しについては、**上記5**をご覧ください。

イ 上記アのほか、会員が当協会の被保証者となられた場合には、保証期間中の当協会への保証料や、公正証書等の作成、担保権の設定又は変更等の登記、代位弁済の付記登記等の費用を負担して頂きます。